矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

１．開催日時

令和３年７月９日（金）午前９時３０分～午前１０時００分

２．開催場所

矢掛町役場　３階　大会議室

３．出席委員　　１６名

農業委員９名			農地利用最適化推進委員７名		
１番	岸野　敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部　泰博	出
２番	石井　　博	出	美川地区推進委員	守屋　弘旨	出
３番	妹尾　吉髙	出	三谷地区推進委員	田邉　穂積	出
４番	竹内　義男	出	山田地区推進委員	門野　竹志	出
５番	三好　伸夫	出	川面地区推進委員	池田　信夫	出
６番	坪井　幹子	出	中川地区推進委員	奥村　明美	出
７番	山部　智裕	出	小田地区推進委員	妹尾　行恭	出
８番	池田　　喬	出			
９番	髙月　周次郎	出			

４．議案日程

（１）議案第１９号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

（２）議案第２０号　農地法第４条の規定による転用の許可申請について

（３）議案第２１号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について

（４）議案第２２号　農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１５９）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）

（５）議案第２３号　農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１６０）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

５．議案の内容　　別紙のとおり

議　　長	それでは、ただ今から令和３年度第４回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入り口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。
議　　長	本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので，矢掛町農業委員会会議規則第６条により，総会は成立します。 本日の署名委員は，矢掛町農業委員会会議規則第１３条により，７番 山部委員と、８番 池田委員を指名します。 議事に入る前に，報告事項があります。５月７日の総会議案第８号「農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について」の事案番号４番，５番について，「許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行う」ことを議決していました。岡山県農業会議へ諮問した結果，５月２８日付けで「許可を適当とする」旨の答申があり，議案第８号の事案番号４番，５番については，同日付けで許可処分を行いましたので，報告します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第１９号から議案第２３号の５議案です。
議　　長 事 務 局	**議案第１９号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について、** ２件議題とします。事務局から説明します。 （議案朗読説明） 以上２件について、総会次第の調査書のとおり農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号１２番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第３１条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第１０条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。 （午前　9　時　35　分　　守屋委員　退席）

	事案番号１２番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
５番委員	確認しました。譲渡人と譲受人の双方が合意しており，譲受人は適切に管理できるものと思います。問題はないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号１２番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号１２番につきましては、許可と決定します。 （午前　9　時　38　分　　守屋委員　着席）
議　　長	事案番号１３番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
８番委員	譲受人は適切に管理できるものと思います。特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号１３番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号１３番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第２０号　農地法第４条の規定による転用の許可申請について**、１件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 事案番号７番は，第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため，第２種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号７番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。

４番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号７番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号７番につきましては、許可と決定します。
議　　長	**議案第２１号　農地法第５条の規定による所有権移転の許可申請について、** ６件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 事案番号８，１１，１２番は，申請農地から５００m以内に２以上の教育施設，医療施設，公共施設が存在するため，第３種農地としています。 事案番号９，１０，１３番は，第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないため，第２種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 事案番号８番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
４番委員	現地確認を行いましたが，被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，特に問題はありません。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号８番につきまして，他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号８番につきましては，許可と決定します。

議　　長	事案番号９番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
８番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，特に問題はないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号９番につきまして，他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号９番につきましては，許可と決定します。
議　　長	事案番号１０番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
２番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，特に問題はありません。譲受人は東京から転入され，隣接の居宅も購入されます。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号１０番につきまして，他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号１０番につきましては，許可と決定します。
議　　長	事案番号１１，１２番につきましては，関連するため，一括審議します。 地元農業委員の意見をお願いします。
２番委員	被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，特に問題はありません。隣接する会社の駐車場として利用するとのことです。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号１１，１２番につきまして，他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので，事案番号１１，１２番につきましては，許可と決定します。

議　　長	事案番号１３番につきまして，地元農業委員の意見をお願いします。
２番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり，排水，周辺農地への影響等，問題ないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありました。事案番号１３番につきまして，他に意見はありませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、事案番号１３番につきましては，許可と決定します。
議　　長	**議案第２２号　矢掛町農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１５９）（案）の決定に対する意見について**、所有権移転に関するものを１件議題といたします。 事務局から説明します。
事 務 局	本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。 具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第７条第１号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして，税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。 本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受けるものです。では、個別の事案を説明します。（事案説明） なお、農地の購入予定者は、認定農業者である渡邊卓司氏であり、次回の農業委員会総会において議案となる予定であります。
議　　長	事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１５９）（案）　につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
１番委員	購入予定者が耕作をしていた農地の所有権移転です。問題はないと思います。
議　　長	地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１５

	９）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がございませんので、議案第２２号　矢掛町農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１５９）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議　　長	**議案第２３号 矢掛町農用地利用集積計画書（Ｎｏ．１６０）（案）の決定に対する意見について**、事務局から説明します。
事 務 局	議案第２３号については、公益財団法人　岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人　岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明）
議　　長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	（異議なし）
議　　長	異議がありませんので、議案第２３号について、「異議なし」と決定します。
議　　長	次に**報告事項について確認します。**
議　　長	**（１）農地法施行規則該当転用届**について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
矢掛地区推進委員	事案番号１番について，確認しました。問題はありません。
議　　長	**（２）農地改良届**について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
美川地区推進委員	事案番号１番について，確認しました。問題はありません。

議　　長	（３）農地法第１８条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
山田地区推進委員	事案番号１番，２番について，確認しました。問題ありません。
川面地区推進委員	事案番号３番，４番について，確認しました。問題ありません。
議　　長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。